

インターネットによる議会中継・録画配信業務 公募型プロポーザル実施仕様書

1 目的

福島県議会定例会及び臨時会並びに全員協議会を、インターネットによる議会中継・録画配信するため、機器の設置、中継映像及び録画配信業務の委託（以下「本委託業務」という。）を行うものである。

2 委託業務の概要

- (1) 状況に応じたテロップ表示及びカメラ操作等を确实かつ工夫を図りながら遂行することにより、県議会の取組を正確かつ分かりやすく県民へ届ける。
- (2) 機材トラブルがあった場合等においても確実に中継を実施できる事業者を選定し、安定したLive中継を実現する。
- (3) 中継や動画編集のノウハウや実績を蓄積し、より県民の目線に立った議会中継・録画配信を実施する。

3 委託業務名

インターネットによる議会中継・録画配信業務

4 委託期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日

5 委託業務の内容

「4 委託期間」内に開催される福島県議会定例会及び臨時会並びに全員協議会に係る、インターネットによる議会中継及び録画配信業務。

※詳細は別紙「インターネットによる議会中継予定日数」のとおり。

(1) インターネットによる議会中継業務について

ア インターネット配信環境の構築について

(ア) 配信環境の構築について、各機器の仕様、配置及び接続は、別紙「インターネットによる議会中継・録画配信機器仕様書」のとおりとする。

ただし、甲及び乙が協議し、その内容を変更することができるものとする。

(イ) オンライン接続に必要なインターネット回線は会場にあらかじめ敷設されているものを使用すること。

(ウ) 音声データについては、議会事務局が使用する音響システムから取得すること。

イ 中継映像配信時の運用について

(ア) 5 (1) で構築したシステム、機器等を利用すること。

(イ) 配信時のオペレータ配置と作業

配信を行う際のオペレータについては、全ての操作を習得したスタッフを配置して作業にあたること。

オペレータの主な作業は、以下のとおりとするが、配信に必要な作業が生じた場合には、これ以外の作業についても随時対応すること。

また、5の(1)アで構築した中継機器等にトラブルが生じた際は、代替機器等を自ら準備する等、中継映像配信に支障を及ぼさない体制を整えておくこと。

- A 中継映像配信のために必要な配信機器等の操作
- B 保存に必要な映像の加工
- C 必要なデータなどのバックアップ
- D トラブル発生時の復旧や代替手段による配信
- E 配信報告用データの作成
- F その他、配信及び運用において委託者からの指示事項

(2) 録画配信業務について

中継映像の録画データを編集し、中継の翌日までに配信すること。

※想定している中継内容及び録画データの編集等については、別紙「中継映像・録画配信業務について(想定)」のとおり

(3) 《共通》中継・録画映像の提供環境について

Y o u t u b e の福島県議会公式チャンネル

(4) その他

事前の配信テスト等が必要な場合は、甲乙協議して対応すること。

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるものの外、次の各号に掲げる書類(電子データ及び紙媒体1種)を提出すること。

(1) 契約後速やかに提出するもの

業務行程表(任意様式)

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの(成果品)

録画配信した電子データを、PCで再生できるMP4形式のファイルでDVDへ保存し、甲が別途指定する期日までに2枚納品すること。

7 留意点

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が誠意をもって協議し、法令等を遵守して実施するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

中継映像・録画配信業務について（想定）

1 中継映像配信業務について

配信業務にあたっては、Y o u t u b e の福島県議会公式チャンネルで公開されている過去の中継映像を参考とし、同様の内容を配信すること。

また、中継映像配信日午前9：00までに甲から乙へ送付される当日の会議資料（次第書等）に基づき、以下に留意すること。

(1) カメラ切り替えについて

ア 発言者を優先して表示させること。

イ 発言者がいない場合、挙手している議員又は全体を表示させるなど、適宜対応すること。

(2) テロップ表示について

ア 発言者がいる場合は氏名、会派及び役職等についてテロップ表示する等、視聴者に分かりやすいよう工夫すること。

イ 開始前や休憩中は、そのことが分かる内容のテロップを表示する等、視聴者に分かりやすいよう工夫すること。

ウ テロップの内容は、甲と適宜調整すること。

(3) 手話通訳者のワイプ表示について

ア 手話通訳者を撮影し、中継画面に表示させること。

イ 撮影場所及び手話通訳者の手配は、甲が行うこと。

2 録画配信業務について

(1) 録画データ編集について

ア 議会の審議等に関係のない場面（開会前、閉会后、休憩時間及び水差し交換等）をカットする等、視聴者に分かりやすいよう工夫して編集すること。

イ 一般質問、代表質問及び総括審査会については、質問者毎にデータを作成すること。

(2) アーカイブ及び録画データ（編集後）の配信について

ア 翌朝までにアーカイブを公開すること。

イ 中継映像配信から3日以内に、編集後の録画データを配信すること。

ウ 発言者や議題毎にチャプター設定すること。

エ 配信したアーカイブ及び録画データに係る修正等について、甲から指示があった場合は対応すること。